

序章

計画の策定にあたって

1. 計画の目的
2. 計画の位置付け
3. 計画対象区域
4. 計画期間



1. 計画の目的

平成4年（1992年）の都市計画法の改正により、『住民参加のもとに、市町村自らが「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を定める』とする制度（都市計画法第18条の2）が創設されました。この「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を「都市計画マスタープラン」といいます。

「都市計画マスタープラン」は、地域の意向を反映させながら地域の創意工夫のもとで、将来のまちづくりに向けた町としての都市計画に関する基本的な方針等を総合的に定めるものです。

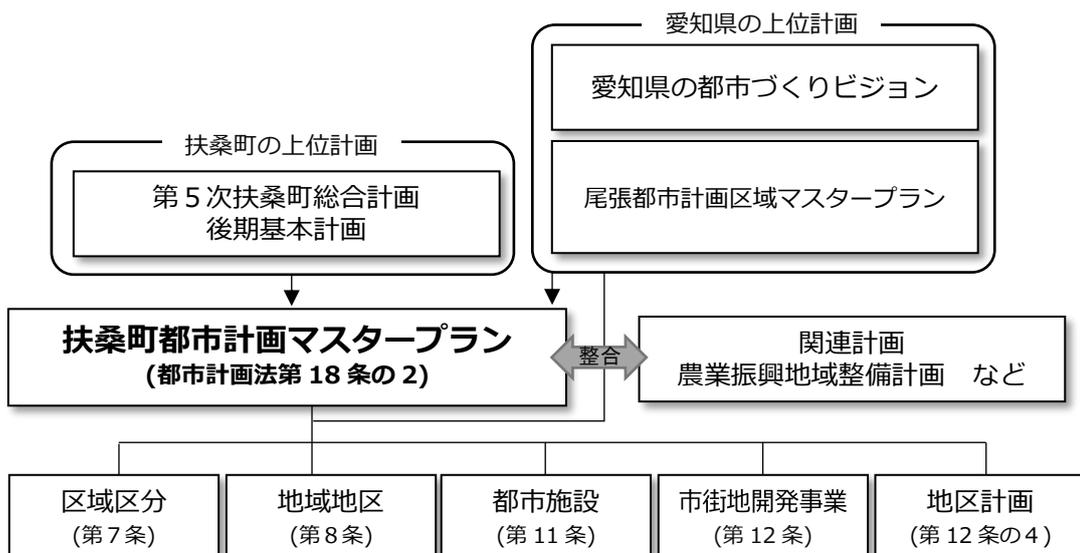
この「都市計画マスタープラン」をもとに、市街化区域*・用途地域の指定や都市計画道路*の変更、市街化調整区域*の開発と保全などの規制型の都市計画の見直しを関係機関と協議します。また、住民と行政の協働によるまちづくりを誘導するための指針として活用します。

扶桑町（以下、「本町」という）では、令和4年3月に「扶桑町都市計画マスタープラン」（以下、「本計画」という）を策定しました。しかし、（都）国道41号線の6車線化が進み、企業立地の需要が高まる中、土地利用計画等に一部見直しの必要が生じています。そのため、新たに策定された「第5次扶桑町総合計画後期基本計画」、「尾張都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下、「尾張都市計画区域マスタープラン」）」との整合を図り、本計画の部分見直しを行います。

2. 計画の位置付け

「第5次扶桑町総合計画後期基本計画」や「尾張都市計画区域マスタープラン」等の上位計画に即するとともに、本町の関連計画との整合を図ります。今後実施される都市づくりの個別事業や施策は、都市計画マスタープランに基づき実施することになります。

【計画の位置付け】





3. 計画対象区域

行政区域全域（1,119ha）を対象とします。

4. 計画期間

概ね 20 年後の都市の将来像を見据えつつ、概ね 10 年後である令和 13 年（2031 年）を目標年次とします。